



発行:財団法人山形県林業公社

住所:〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番地

電話:023-666-6348 FAX:023-689-9348

ホームページ:<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>
メールアドレス:y-ringyou@atlas.plala.or.jp

林業公社が公益財団法人としてスタートします！

1. 経 過

平成20年の公益財団法人制度の改革によって、従来の財団法人は自動的に特例民法法人として位置づけられ、以後5年間は移行期間として従来の権利義務を引き継ぎながら存続することが出来ました。しかし、移行期間が終了する本年の11月末日まで、公益法人又は一般法人のいずれかを選択し、移行認可を受けなければ、移行期間終了と同時に解散と看做されることとなっています。

この制度改革を受け、林業公社は公益財団法人を目指し、移行認可の申請を県に行っておりましたが、今般、認可を頂き4月1日の設立登記をもって公益法人としての新たなスタートを切ることとなりました。



2. 公益財団としての役割

公益法人への衣替えは、単に従来の財団法人のスタイルから、制度改革の趣旨に沿った組織や執行体制を見直すのみではなく、それ以上に財団が引き続き展開する事業について、従前にも増して社会的責任や使命感をもって財団運営に取り組むことが求められます。

そして、その姿勢を広く財団の内外にお約束することになると考えております。



3. 公益財団としての決意

再スタートを切る林業公社を取り巻く環境は、材価の低迷や、林業を支える社会構造の激変など、決して平坦なものではありませんが、役職員一丸となって社営林の適切な管理と自律的な経営の実現に努めてまいります。併せて公益財団として果たすべき役割を担い、一つひとつの課題を着実に解決しながら皆様と共に前進して参りたいと考えております。

今後、林業公社は公益法人という新たな組織立ての下、従前の資源造成の時代から充実する社営林の森林資源の有効な活用を図る新たなステージへ進もうとしております。

今後とも皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げ公益法人移行への案内とさせていただきます。

林業公社 理事長 細野 武司

森林経営計画の作成

今年度から「森林経営計画制度」の運用が始まり、全県下で森林経営計画策定が加速する中、林業公社も全ての社営林を対象とする属人計画を策定し、3月8日付けで県の認定を受けました。

- ①計画対象面積：15,651.48ha
- ②人工林面積：15,494.78ha（人工林率：99%）
- ③人工林の樹種構成：スギ 95%、スギ以外 5%

策定の基本的方向性は

- ①森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- ②集約化した森林施業や路網整備の推進
- ③公社と民有林所有者の積極的連携

今回策定した森林経営計画の年度別計画は、下表のとおりです。

（単位：ha,m）

事業種	H25	H26	H27	H28	H29	計
間伐	239	483	501	607	718	2,548
除伐	329	698	592	374	273	2,266
森林作業道	25,700	21,300	10,000	10,000	10,000	77,000

森林所有者が属地計画を作成の際、策定の基本的方向の③に掲げるとおり、社営林と近接または一体的施業が可能な森林について、林業公社では森林経営計画を共同で策定することを積極的に呼び掛けることとしております。また、面積規模が認定要件を満たさない森林所有者から属地計画の共同申請への参加要請された場合も積極的に協力してまいりたいと考えております。

搬出間伐はじまる！

間伐における補助制度が切り捨てから搬出型へ移行しました。

こうした国の動きに呼応し、今年度は、搬出型間伐に取り組む上での課題等を整理把握するため、試行的な実施といたしました。取り組みの条件として、県外の合板工場が生産・在庫調整がなされ、B材の市場が狭まっている状況から、地場消費を含めた多層構造販売戦略が必要との判断から、公社内で検討を重ねた結果、県内外に素材の販売ルートがある森林組合系統機関と連携し、森林整備と素材の流通販売を合わせて実施できる林業公社、森林組合、県森林組合連合会の三者契約として実施しました。

また、本年度においては、先に述べた木材需給状況から、社営林からの市場への大量供給は、他の民有林材の需要を圧迫することを考慮し、搬出間伐計画量を下方修正し実施しましたところ、搬出量の年度内実績は1,323 m³と見込んでおります。

大江町 十八才公社造林地



平成24年度分収林事業実績見込み

○社営林 979 林地 15,651ha の内 119 林地において、間伐（切り捨て）788ha、11 林地の間伐（搬出型）142ha を実施しました。社営林については、30 年生程度で保育間伐が中心であることや、土場までの集材距離が長いことなどから、収支については、現状では赤字であるものの、資源の熟成や基盤整備の進捗に伴い順次黒字に転換できるものと考えております。

○公社の路網整備指針に基づき、将来の搬出型間伐を見据え、林業専用道 500m、森林作業道 13,382m 計 13,882m の路網開設を実施しました。特に林業専用道は大型トラック

が走行可能な規格を持つことから、間伐材の搬出費の低減に大きく貢献するものと期待されます。

○森林整備地域活動支援交付金事業については、関係市町村の協力により、交付金を活用した既設作業路等の改良・機能改善等を行い、森林作業道の構造・規格に近づけて、繰り返し使える丈夫な路網へ転換し、搬出型間伐の基盤となる路網整備に努めました。

(単位：千円)

区 分		事業量	事業費
造林補助	間伐（切捨て）	771.15 ha	112,645
	間伐（搬出）	91.63 ha	23,216
	森林作業道開設	6,386 m	14,967
非補助	くず処理外	5.90 ha	939
	除伐	16.20 ha	2,382
森林整備促進・林業等再生事業 間伐（搬出） 森林作業道開設 森林専用道開設		50.00 ha 6,996 m 500 m	41,789
森林整備地域活動支援交付金 作業路網改良		60,910 m	55,488

平成 25 年 2 月末

搬出間伐事例発表会 公社森林協議会研修会

平成 25 年 2 月 20 日、公社森林協議会（会長 菅原勝 氏）の研修会において、搬出間伐事例発表会が行われました。

事業を実施した 4 森林組合担当者が搬出間伐実施状況や課題、問題点を発表し忌憚のない意見を交換する場となりました。共通する課題として挙げられた事項は、①社営林内に 10 t 車が走行出来る車道がない場合の出材量に見合った土場の確保、②余裕のある工期設定の必要性、③従事する作業員の技術力及び林業機械の操作技術の向上など、これらの問題点の認識を共有し、平成 25 年度の事業実施にあたる必要があると提言されました。

こうした意見を踏まえて方向性を探りながら、今後の公社の事業展開を図ってまいりたいと考えております。





平成24年度 分収林契約期間延長協定状況

平成24年度は、北庄内地区（酒田市）の契約期間延長の説明会等を進めてまいりました。

11月10日、酒田市升田公民館におきまして、契約期間延長の地区説明会を行いました。

この地区は、隣接する（升田）・（八幡貝沢）公社造林地を併せると、約85haほどの団地を形成しています。

契約当初より関わってきた（鳥海）公社代表村上榮弥氏より、若い人に代表権を引き継ぎ、今後も地域の山林を守ってほしいという強い要望もあり、この説明会場にて新旧の交代がなされることとなりました。

植林当時の話から、今後の伐採収入時期や作業道の整備要望など、和やかな中に協議が進み、皆様に契約期間延長、非皆伐施業転換についてのご理解をいただき、調印の運びとなりました。

平成20年より5年間の継続事業として進めてまいりました、分収林施業転換促進事業（国庫補助事業）も今年度をもって終了することとなります。公社造林地の契約者や代表者の皆様には長期間に渡りお忙しい中ご苦勞をおかけし、ご協力を頂きましたことに厚く感謝申し上げます。

なお、事業期間内に協議が整わなかった分につきましては、引き続き協議を進めてまいりますので、今後ともご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。



（鳥海）公社造林地 説明会
酒田市升田公民館 契約者28名
S60～S63年植栽 スギ 45.73ha

山形県からの
お知らせコーナー

高性能林業機械の導入支援対策

平成25年度から「高性能林業機械実践研修モデル事業」が拡充され、新たに「高性能林業機械の導入支援対策」としてスタートします。

事業区分	高性能林業機械実践研修モデル事業	高性能林業機械の導入支援事業
補助メニュー	<p>高性能林業機械等のレンタル料の支援 実践研修型 試行期間 概ね3ヶ月 ※初めて試行する事業体に限る</p> <p>作業システム提案型 試行期間 概ね5ヶ月 ※新たな作業システムの提案・試行</p> <p>バイオマス集材型 試行期間 概ね3ヶ月 ※バイオマス用C・D材生産の試行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ち機械の改良 (例：既存のベースマシンの配管架装、運搬機へのグラップルの取り付け、小型ウインチの装着など) ・中古高性能林業機械の購入 ただし、購入後買取後、3年以上使用可能な高性能林業機械に限ります
補助対象経費	レンタルに要する経費及び往路の運搬費	機械の改良、中古機械の購入経費
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/3以内
補助対象数量	1事業体につき各メニュー2台以内	制限なし
対象事業体	林業事業体等	
審査決定	募集期間終了後、審査委員会で公平な審査のうえ決定されます	

※この事業の詳細については、4月以降、林業公社からご案内いたします。